

添付書類一覧表	都市計画施設等証明	都市計画区域等証明
注) 位置図 1/2,500 程度	○	○
配置図 1/200～1/500 程度	○ ※接続道路等、周辺の状況が分かるもの（実測図）	○ ※接続道路等、周辺の状況が分かるもの（実測図）
公図（写し）	○	○
その他	必要に応じ添付	必要に応じ添付

注) 都市計画（施設等）図などを利用されてもかまいません。

申請には証明書一通につき 350 円の手数料が必要です。

※添付書類等について、ご不明なときは米子市都市創造課にお問合せください。

提出部数は各 2 部です。

都市計画道路等の都市計画施設の区域や土地区画整理事業等の市街地開発事業の施行区域内において建築物を建築する場合は、都市計画法第 53 条第 1 項の規定により、許可が必要となります。なお、建築物には、雨水排水管等も含まれますが、土間コンクリートは含まれません。

※「建築物」とは、建築基準法第 2 条第 1 号に定める建築物をいいます。